

第3回「セグロウリミバエ対策検討会議」の概要 (令和7年10月15日開催)

本検討会議において、沖縄県及び鹿児島県で確認されているセグロウリミバエについて、今後の防除対策の強化を図るため、検討を行った結果、以下5の方針により対応することが妥当とされた。

1. セグロウリミバエの発生状況について

沖縄県では、昨年3月に沖縄本島で誘殺が確認されて以降、周辺の離島においても本虫のトラップへの誘殺や幼虫が寄生した果実を確認。現時点で、県北部の離島を含む26市町村において誘殺等を確認。

鹿児島県では、本年3月に徳之島で本虫が確認されて以降、与論島、沖永良部島及び奄美大島において本虫の誘殺や幼虫が寄生した果実を確認。

2. 防除対策の実施状況について

沖縄県では、寄主植物の除去とともに、本年2月以降、テックス板（誘引剤と殺虫剤を含浸させた板）の設置等を実施。また、6月からは同県が生産した本虫の不妊虫を用いて、不妊虫放飼による防除を開始。

鹿児島県では、寄主植物の除去とともに、本年6月から誘殺資材（テックス板と同じ農薬成分を使用）の設置等を実施。

3. 防除手段の検証等について

沖縄県において講じたテックス板設置による防除について、現時点において一定の効果が示唆されるものの、本虫に対する防除効果は不明瞭なところがあることから、今後は、不妊虫放飼によるデータ収集を行いつつ、その防除効果を注視していくことが必要であることで一致。

他方で、奄美群島において、沖縄県において放飼した本虫の不妊虫の誘殺が確認されており、沖縄県から奄美群島へ本虫が飛来することが示唆。

4. 防除対策について

(1) 移動制限及びその対象

- ・沖縄県本島については引き続き移動制限措置が必要。また、本島と同程度に発生している県北部の3離島村（伊江村、伊是名村及び伊平屋村）もその措置の対象に追加。

- ・鹿児島県については、現時点で移動制限の必要はないが、状況を注視する必要。

(2) 栽培規制措置

- ・栽培規制については、本虫の密度抑制のための有効な措置であるものの、現地における風習・文化に鑑みれば実行は困難との意見。

(3) 不妊虫放飼

- ・沖縄県が、県内全域において不妊虫放飼を実施することは妥当との見解。
- ・ただし、その技術は確立できていないため、データを収集し、効果を測定することが不可欠との指摘。

(4) 寄主果実除去

- ・不妊虫放飼技術が確立するまでは、特に、寄主果実除去の徹底が不可欠との見解。

5. 結果

- (1) 沖縄県では、現行の移動制限措置を継続するとともに、不妊虫放飼を中心にした防除を実施。
- (2) 鹿児島県では、寄主植物除去や誘殺資材の設置等の対策を講じつつ、防除効果を注視。

以上